

高梁市耐震改修促進計画における別途定める事項

平成30年7月
令和 3年3月改定

高梁市耐震改修促進計画「第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策」のうち、「6 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項」において、別途定めることとしている事項について、次のとおり定めます。

1 市が耐震診断の義務付け等を行う緊急輸送道路

(1) 耐震診断義務付け道路〔耐震改修促進法第6条第3項第1号〕

ア 義務付け道路の指定方針

岡山県緊急輸送道路ネットワーク計画（以下「ネットワーク計画」という。）で定めた第1次緊急輸送道路のうち、災害時の拠点を連絡する広域幹線道路であり、かつ、第1次防災拠点（市役所庁舎・高梁中央病院）を連絡する道路を指定します。

イ 義務付け道路の指定

指定した道路を以下の表1及び別図1に示します。

表1 市が耐震診断を義務付ける緊急輸送道路

○道路の指定：平成30年(2018)7月

○耐震診断結果の報告期限：令和5年(2023)3月31日

【ただし、ブロック塀等の報告期限は、令和8年(2026)3月31日】

路線名	区間
国道484号	吉備中央町境～高梁市 警察署北交差点
国道180号	高梁市 警察署北交差点～高梁市 中間町交差点
高梁市道廊屋小路薬師院線	高梁市 中間町交差点～高梁市 市役所北交差点
高梁市道高梁駅柿木町線	高梁市 市役所北交差点～高梁市 市役所前交差点
高梁市道南町稻荷線	国道180号交差～高梁市道南町川端町線交差
高梁市道南町川端町線	高梁市道南町稻荷線交差～高梁中央病院救急専用入口

(2) その他の緊急輸送道路(耐震化努力義務道路)〔耐震改修促進法第6条第3項第2号〕

ネットワーク計画における第1次～第3次緊急輸送道路の全て（耐震診断の義務付けを行う緊急輸送道路を除く。）を耐震化努力義務道路として指定します。

※参考：岡山県緊急輸送道路ネットワーク計画

岡山県緊急輸送道路ネットワーク計画策定協議会により、平成7年の「阪神・淡路大震災」を教訓に、地震等の災害直後から発生する救急活動や緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため策定されたもの